

現行納付書 図1

昭和 年度

国民年金保険料納額通知書

(年)

納付者	記号	3 2 6 0	番号	
	世帯コード	0 0	世帯番号	
	氏名			

殿

下記のとおり納付してください。

昭和 年 月 日

月別村長

保険料額	昭和 年 月～昭和 年 月までは 月別 円 3ヶ月分 円
納付場所	月別村役場 第四銀行 月別村農協 信用組合
納付方法	直接納入 納付書に保険料を添えて上記へ 口座振替制 納付書は直接金融機関に送付して ある
納期限	第1期 6.30 第3期 10.31 第2期 8.31 第4期 12.25

この納付書は第1期から第4期まで年1回配布しますので大切に保存し、各納期のつどそのまま持参し納付して下さい。

口座振替制の方の
納付書及び領収書
は役場に保管して
あります。

月 別 村 長 領 収 証 書

記号	3 2 6 0
番号	
通知番号	
口座番号	
納付者氏名	
殿	
昭和 年度	

月 別 村 長 領 収 証 書

記号	3 2 6 0
番号	
通知番号	
口座番号	
納付者氏名	
殿	
昭和 年度	

月 別 村 長 領 収 証 書

記号	3 2 6 0
番号	
通知番号	
口座番号	
納付者氏名	
殿	
昭和 年度	

月 別 村 長 領 収 証 書

記号	3 2 6 0
番号	
通知番号	
口座番号	
納付者氏名	
殿	
昭和 年度	

国民年金保険料第4期分

納付額	
内 月別	1月 2月 3月
収 金額	
納期限	昭和 年12月25日

上記のとおり収納しましたから通知します。

月別村長 領収印
収入役殿

(年)

4

(納付者保管用)

国民年金保険料第3期分

納付額	
内 月別	10月 11月 12月
収 金額	
納期限	昭和 年10月31日

上記のとおり収納しましたから通知します。

月別村長 領収印
収入役殿

(年)

3

(納付者保管用)

国民年金保険料第2期分

納付額	
内 月別	7月 8月 9月
収 金額	
納期限	昭和 年8月31日

上記のとおり収納しましたから通知します。

月別村長 領収印
収入役殿

(年)

2

(納付者保管用)

国民年金保険料第1期分

納付額	
内 月別	4月 5月 6月
収 金額	
納期限	昭和 年6月30日

上記のとおり収納しましたから通知します。

月別村長 領収印
収入役殿

(年)

1

(納付者保管用)

保険料額の改正

	1ヶ月分保険料額		1期(3ヶ月)分 保 険 料 額	
	定額分	付加保険分	定額分	付加保険分
現 行	3,770	400	11,310	1,200
改 正 (564.1から)	4,500	400	13,500	1,200

国民年金の保険料額は現在、昭和五十五年四月から三七七〇円ですが、法律改正により昭和五十六年四月から四五〇〇円に引き上げられることになりました。

この改正により、四月から被保険者のみなさんから納めていただく保険料は一期(三ヶ月分)一三、五〇〇円(現行一、三一〇円)となります。

通常の老齢年金のほかに加付年金を希望される方は、この定額保険料四、五〇〇円のほかに付加保険料四〇〇円を納めていただきます。この付加年金は付加保険料を納付した月一月につき二〇〇円で計算した額を通常の老齢年金の額に加算して受けることができます。

国民年金保険料が改正されます

国民年金の老齢年金を受けるには六十歳までに保険料を二十五年納めなければなりません。保険料を納め忘れたりすると保険料を納めても老齢年金を受けられないことがありますので、保険料はきめられた期間内に忘れずに納めて下さい。納め忘れた場合でも過去二年以内分であればさかのぼって納めることができます。

また経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合は保険料納付が免除されます。この免除された期間については保険料納付期間に算入され、保険料を納めた期間と免除期間を合算して二十五年あれば老齢年金を受けることができます。

なお、この免除は定額保険料については適用され、付加保険料には適用されませんのでご注意ください。

保険料免除については役場年金係へご相談下さい。

国民年金を
忘れないでください

